

# 平成 28 年度定期監査及び財政援助団体等の 監査結果に関する報告書

## 1 監査範囲の概要

### (1) 監査の種類

- (イ) 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- (ロ) 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査

### (2) 監査等の対象

#### (イ) 会 計

- 錦町一般会計
- 錦町国民健康保険特別会計
- 錦町介護保険特別会計
- 錦町後期高齢者医療特別会計
- 錦町簡易水道特別会計
- 錦町下水道特別会計

#### (ロ) 財政援助団体

- 錦町商工会
- 錦町社会福祉協議会 (社会福祉事業会計・公益事業会計)
- 中央地域農業支援センター運営委員会
- 農地・水・環境保全管理協定運営委員会

#### (ハ) 業 務

- 予算経理業務

#### (ニ) 監査の期間

- 平成 28 年 11 月 17 日及び 11 月 21 日の 2 日間

#### (ホ) 監査実施場所

- 錦町役場監査室

#### (ヘ) 主 眼 点

平成 28 年度上半期における各会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ合理的に行われているか。

又、財政援助団体に対する補助金の出納状況及び事務の執行状況。

( 錦町商工会、錦町社会福祉協議会、中央地域農業支援センター運営委員会、農地・水・環境保全管理協定運営委員会 )

## 2 監査基準

地方自治法第199条第1項、同条第2項、同条第3項の規定に基づき実施した。

## 3 監査の方法

平成28年度の定期監査は思考を変え、各課の直面する課題の説明及び財政援助団体に対しては、歳入歳出予算執行状況調書の提示を求め、関係書類を調査するとともに関係職員から説明を受け、今年度執行の事務事業が関係法令に基づき適正に執行されているかを検査した。

### (調査した書類)

歳入歳出予算現計内訳表

(平成28年10月31日現在：財政援助団体のみ)

工事請負に関する調書(発注済工事、未発注工事：地域整備課のみ)

その他関係資料

## 4 監査意見

各課及び財政援助団体から提出された資料等を基に調査を行った結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は概ね適正に処理されていると認めるものの、一部に次のような意見や改善を望む。

### 企画観光課

調査項目：ふるさと回帰推進事業について

意見：この事業は今年度の目玉事業であり、期待しているが現在のところ地域おこし協力隊員(当初予算で2名予定)として1名採用し、地域に密着した活動をしているとの説明であった。しかし、採用基準が政令指定都市限定という厳しい制約があるが、残された期間で2名体制を確保し、更なる活躍を図られたい。

### 教育振興課

調査項目：学力充実について(ICT教育を含む)

意見：ICT教育は、今日の国際的情報化社会を見据えて文科省の教育方針であり、本町はこれに平成26年度から取り組み、中学校においては全生徒にタブレットPCを1台(充足率100%)3小学校においても5,6年生児童にはタブレットPC1人1台(全学年となると充足率39%)となっている。このことで県教育委員会より研究指定校なども積極的に受け入れるなどI

C T教育面からの学力向上は伺えるものの、学習面の全体的な見地からすると、緩やかな向上との説明であるので、更なる指導力のもとで学力の充実が図られるよう望む。

#### 住民福祉課

調査項目：ごみ処理対策について

意見：ごみの年度中間（10月末）での前年比は可燃・不燃とも減少している。これが年間を通したとき減少していることを期待する。また、プラスチック製容器包装に中身が残っているため焼却に回っているものがあるようで、ごみ減量の折角の方策の効果が発揮できないのは残念で、洗って出してもらうよう機会あるごとにPRが必要である。

#### 税務課

調査項目：町税の課税額の状況について

前期における滞納処分状況について

意見：町税については、10月末時点の調定額において、個人住民税固定資産税、軽自動車税、たばこ税については前年度比増となっており、法人町民税と入湯税については減となっている。今後は、税の公平公正の見地から課税客体の見落としはないか積極的な検証を望む。

滞納処分については、現時点で差押え関係が55件で、これは前年度の決算が110件であったので丁度2分の1である。解決策は年々困難さを増すと思われるが、税は貴重な自主財源であるので、格段の努力を望む。

#### 地域整備課

調査項目：工事の進捗状況

公営企業会計について

意見：工事の進捗状況については、一般会計分（現年度分11本、繰越明許分7本）、簡水特会（現年度分7本）、下水特会（現年度分3本、繰越明許分9本）が発注済で、未発注分は一般会計分4本、簡水特会分5本、下水特会分5本となっており、適正工期からして繰越事業の減を図られたい。公営企業会計については、平成29年4月1日スタート待ったなしで現在事務を進めているが、事務が多岐にわたるため、職員の併任ではスムーズな移行は困難と思われるので、早急に選任職員の配置を強く望む。

## 農業委員会

調査項目：委員会制度の現状について

意見：農業委員会新制度が平成28年4月に施行されたが、国の方針が的確に定まらないまま実施に移行したことで、農業委員と農地利用最適化推進委員の職務等に問題が生じているとの説明。今後国が行うインセンティブ事業の動向を十分見極めながら最善を尽くされたい。

## 農林振興課

調査項目：本年度の農作物の作況状況について  
伐期到来森林対応について

意見：農作物の作況を伺ったが、今年は1月に豪雪、梅雨期に長雨、夏場は少雨及び高温等目まぐるしい気象変化の中で稲作に限っては作況指数102とやや良であったものの、他作物はほとんどが前年度を下回る作況で、自然環境がもたらす作物への影響をあらためて強く感じさせられた。栽培技術の向上や適応品種への更新を視野に入れる必要性を感じる。

伐期到来森林については、本町有林（スギ、ヒノキ）林齢別内訳表によると伐期40年とした場合、蓄積率はスギ89.49%、ヒノキ85.30%で殆どが伐期到来と仮定しても過言ではないが、昨今の木材価格の動向を見たときに木材の搬出や市場手数料等を積算したとき採算が合うのか十分考慮する必要がある。今後は、この件について諮問機関等の設置を検討されたい。

## 健康保険課

調査項目：健康保険税と医療費対策について  
健康づくりへの取り組みについて

意見：国民健康保険療養給付費の年度中間（10月末）での前年比において、一般・退職の月当たり平均値は微減であるが、同高額療養費は1,000千円強の伸びを示している。増の要因はC型肝炎調剤費の上昇のようである。また、特定健診受診率が平均48.2%と昨年の60%超からすると相当落ち込んでいる。国はインセンティブ改革とし、目標（60%）を達成した自治体へ交付金を多く交付する方針を打ち出しており、前年より落ち込んだ理由を分析し対応を図る必要がある。

## 総務課

調査項目：防災について（庁舎非常用電源、熊本地震関連）

意見：今年4月14日・16日に発生した熊本大地震に関し、県町村会からの職員派遣要請に従い、5月16日から9月14日までの102日間、延べ人数239人、実人数62人を南阿蘇村、益城町、甲佐町に派遣したとのこと。本町では、今回の地震で得た教訓を基にAED8台ほか、災害用等備品を各分館や消防各分団等に配備するとともに現在役場庁舎内に非常用電源設備を工事中であり、今後有事の際の迅速な対応が図られることを望む。

## 切手受払簿と管理の状況

残高が4～5万円と十分ある状況で、多量の郵便物を出す予定もないのに数万円分を購入している例が見受けられた。これは予算消化とも受け取られかねず購入方法としては適当ではない。残高が少なくなってから補充したり、多量の郵便物を出す必要があり当該残高では不足する場合に購入するようにされたい。

また、切手・ハガキ以外に現金が保管されていた。切手受払簿はその名のとおり現物（切手・ハガキ）の出し入れの記録簿であり、現金が存在することは私的なものに譲った場合しか考えられない。これは公私混同であり間違いのもととなる可能性は否定できないので、今後は私用への譲渡は避けられたい。よって、現有する現金は、速やかにその対価分の切手等を購入し、その経過を受払簿に記録しておかれたい。

今後、使用する予定がない切手、例えば「1円切手」が数百枚残っている課があった。使う見込みがなければ残っていくため適正に処理されたい。

「月計と通計」がなされていない課が見受けられた。「月計と通計」を行い、月に1回は在庫と一致するかチェックをされたい。

## 財政援助団体等の会計管理状況

補助団体等の通帳、差引簿、領収書等を確認した結果、適正に処理されていた。